

農地等の贈与を受ける際、贈与税の申告が必要となる場合があります。

ご注意ください！

◇贈与を受ける財産の取得の時期

贈与による財産の取得の時期は、原則として、次の態様に応じた時期となります。

- (1) 口頭による贈与の場合 贈与の履行があった時
- (2) 書面による贈与の場合 贈与契約の効力が発生した時
- (3) 停止条件付贈与の場合 その条件が成就した時
- (4) 農地等の贈与の場合 農地法の規定による許可又は届出の効力が生じた時

注) 不動産の贈与について、通常は登記日が贈与のあった日となりますが、農地等については、上記のとおりとなります。

◇贈与税の申告について

1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額又は受けた利益の価額の合計額が110万円を超える場合には、贈与税の申告と納税が必要です。

相続時精算課税を選択する場合又は選択している場合には、贈与を受けた財産の価額又は受けた利益の価額に関わらず贈与税の申告が必要です。

贈与税の計算をする際の土地等の財産の価額は、市町村の固定資産税評価額とは異なります。算出方法等については、税理士又は最寄りの税務署へご確認ください。

※税務署窓口での相談は、事前予約制となっております。来署する際は事前に電話等によりご連絡下さい。

電話予約先:

沖縄税務署 資産課税部門 ☎ 098-938-1824(直通)

身近な税金に関する情報は、国税庁ホームページをご利用ください。

国税庁

検索

<http://www.nta.go.jp>

クリック